

2. 情報アクセシビリティ向上について



あかし じょうれい とくちよう
明石市の条例の特徴



この条例は、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を基本に、「合理的配慮の提供」と「障害理解の促進」を柱として、具体的に
行う内容を決めています。

条例の全文は明石市のホームページで見ることができます

①障害のある人が暮らしやすくなるため、いろんな配慮をすることを応援します！

目が見えない人もお店で注文しやすいように点字メニューを置く、車椅子の人も
移動しやすいようにスロープや手すりをつける、耳が聞こえない人と話せるように
筆談ボードを置くなど、みんなが困らないような配慮をする「合理的配慮」について、
お店や団体が負担する費用の一部を市が助成します。

明石市資料抜粋（合理的配慮の提供を支援する助成制度）

合理的配慮の提供を支援する助成制度について

明石市では、障害のある人もない人も安心して暮らせる共生のまちづくり
を推進していくために、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮
を提供するためにかかる費用を助成しています。

1 制度を利用できる団体

- ① 事業者など民間の事業者
- ② 自治会など地域の団体
- ③ サークルなどの民間団体



2 助成の対象になるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下にあたるもの

コミュニケーション ツールの作成

点字メニュー
チラシの訳
コミュニケーションボードなど

上限額 5万円

物品の購入

折りたたみ式スロープ
筆談ボードなど

上限額 10万円

工事の施工

簡易スロープや手すりなどの
工事の施工に
かかる費用

上限額 20万円

5. 公園整備について



現場調査時、ボルト脱落、ロープ切断の恐れがあった遊具は指摘により一
部修繕されていた。（高丘公園）

ボルトが緩んだ遊具
木の腐食も進行（×
印がついている）



長期間使用禁止のままになっている遊具。修繕予定の案内は無い。（高丘公園及び初生北公園）

使用禁止になっている遊具。修繕予定日は明示されている。（葵が丘公園）



湾曲して座れないベンチと草に埋もれたベンチ（高丘どんぐり公園及び、
高丘こぶし公園）



安全対策はされているが更新が必要
と判断する古いシーソー
（丸塚公園）

6. 競技施設などのユニバーサルデザイン化について



四ツ池陸上競技場前の障がい者用トイレ
入口や通路に段差や勾配がある。



四ツ池陸上競技場園内の歩道、段差があり車いす不可。
障がい無くとも歩行者にとって危険な段差である。